

過積載運送の防止について（お願い）

～ 8月 は過積載防止強化月間です～

岐阜県過積載防止対策連絡会議

重大事故の発生に直結する過積載運送を排除するには、トラック事業者の方の認識と荷主の協力が不可欠であることから、岐阜県過積載防止対策連絡会議では、毎年8月を「過積載防止強化月間」と定め、荷主企業（団体）に対し右記を配布いたしました。

皆様方におかれましても、下記をご留意の上、過積載運送防止にご留意願います。

◇ 事業者の皆さんへ

事業許可取消や運行管理者の資格返納につながり、社会的信用が失われます。

① 自動車使用者に対する主な処分（道路交通法）

過積載運転に係る自動車の使用制限処分になります。また、これに違反すると3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。

② トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

車両停止処分（初回の場合、10～30日車（過積割合による））になります。悪質な場合は事業許可の取消、運行管理者の資格返納の処分もあります。

◇ 運転者の皆さんへ

違反点数、反則金のほかに、事故を起こすと民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合もあります。

